

令和5年度 第19回庁議要旨

日時：令和6年1月16日（火）

午前8時30分～午前9時25分

会場：防災センター3階 シミュレーション室

[審議事項]

1 石巻市PFI等の手続きに係る附属機関の設置について（総務部）

全国の自治体では、公共施設等の更新・統廃合及び長寿命化を計画的に進めるための公共施設等総合管理計画を策定後、施設等の更新時において、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用した整備手法（以下「PFI等」という。）が増えてきている。

本市の公共施設等総合管理計画においても、施設の更新時におけるPFI等の活用を検討する旨明示しているが、計画策定当時の公共施設の整備については、財源が災害復旧補助金や復興交付金等のため、直営による整備を進めてきた。

復興期間終了後、学校給食センター事業等が具体化され、今後、PFI等の積極的な活用の検討が求められており、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）の規定による手続を行うに当たっては、専門的見地からの事業手法等への助言や客観的な評価を行う附属機関の設置が必要となる。

本市におけるPFI等の手続を進めるに当たり、事業の競争性、公平性、透明性を確保するためPFI等の導入を検討する事業ごとに、石巻市PFI等審査委員会を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 目的

本市におけるPFI等に関し、競争性、公平性及び透明性を確保し、必要な事項を審査するため、PFI等の導入を検討する事業ごとに、石巻市PFI等審査委員会を置く。

イ 所掌事務

- ① PFI法第5条第1項に規定する「実施方針」の策定に関すること。
- ② PFI法第7条の規定による「特定事業の選定」に関すること。
- ③ PFI法第8条第1項の規定による「民間事業者の選定」に関すること。
- ④ その他、市におけるPFI等に関し必要なこと。

ウ 組織

委員6人以上で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱。

- ① 学識経験を有する者
- ② 市職員
- ③ 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

エ 任期

その者の委嘱又は任命に係る「所掌事務」に掲げる事項に関する審査が終了するまで。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市PFI等審査委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布の日から施行）

3月 （仮称）石巻市新学校給食センター整備に係るPFI等審査委員会規則の制定及び同委員会の開催

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について（総務部）

令和2年度から施行している会計年度任用職員制度については、制度施行時、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡を考慮し、期末手当のみ支給することとし、勤勉手当の支給については今後の検討課題とされていた。

その後、国の非常勤職員に対する勤勉手当や各地方公共団体の会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度から一定の要件を満たす会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となった。

一定の要件を満たす会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することにより、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保を図る。

(1) 主な内容

ア 勤勉手当の支給概要

① 主な支給要件

- (i) 基準日（6月1日及び12月1日）に在職
- (ii) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上
- (iii) 任用期間が6か月以上

② 支給額

勤勉手当基礎額（報酬月額等）×期間率×成績率

③ 支給割合

年間 205/100（6月 102.5/100、12月 102.5/100）

④ 支給開始時期

令和6年6月支給

イ 人事評価

令和6年12月支給から、人事評価（業績評価）結果を成績率に反映

① 人事評価の概要

実施回数	評価期間	成績率への反映時期
年2回	4月1日～9月30日	12月支給
	10月1日～3月31日	6月支給

② 業績評価の評価項目、評価結果区分

評価項目	評価結果区分	成績率
「与えられた業務を確実に遂行することができたか」	a 優秀	a : 102.5/100 以上
	b 良好（標準）	b : 102.5/100
	c 良好でない	c : 102.5/100 未満

ウ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- ② 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- ③ 石巻市職員の育児休業等に関する条例

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

4月 地方自治法の一部を改正する法律施行

6月 勤勉手当支給開始

3 ライオン株式会社との第2期包括連携協定の締結について（復興企画部）

本市とライオン株式会社は、平成31年1月28日に包括連携協定を締結し、同社が培ってきた健康づくりに関するリソースを活用した市民の健康増進と健康寿命の延伸を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、令和6年1月27日をもって5年間の協定締結期間が満了となることから、連携体制の継続と連携項目の一層の強化を図るため、第2期包括連携協定の締結に向けた協議を進めてきた。

同社との協議が調ったことから、第2期包括連携協定を締結し、相互の連携・協力のもと、様々な地域課題等の解決に資するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 健康づくり・歯科保健対策に関すること。
- ② 災害対策に関すること。
- ③ シティプロモーション及びブランド認知向上に関すること。
- ④ 男女共同参画社会の推進に関すること。
- ⑤ 観光の振興に関すること。
- ⑥ その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

イ 協定締結期間

協定締結の日から3年間とする。

(2) 今後の予定

令和6年1月19日 第2期包括連携協定締結式

4 防災集団移転促進事業等における移転先宅地借地料の減免措置について（復興企画部）

防災集団移転促進事業等で整備した移転先宅地（新市街地及び既成市街地）の借地料については、52年間は固定資産税評価額の1.4%かつ10年間に限り200㎡まで全額減免、半島沿岸部については、30年間に限り全額減免、31年目から52年目までは固定資産税評価額の1.4%とする減免措置を講じている。

市街地の一番早い宅地供給地区の土地賃貸借契約は、令和7年1月に10年を迎え、10年間の200㎡減免が順次終了となり、11年目以降の借地料の個人負担が増加することになる。

新市街地及び既成市街地における11年目以降の借地料の個人負担の急激な増加を軽減するため、借地面積の一部を減免し、激変緩和措置を講ずるもの。

(1) 主な内容

ア 対象地区 新市街地及び既成市街地（住居系）

イ 減免する面積 100㎡

ウ 減免する期間 11年目以降の5年間

※半島沿岸部については現行とおり

(2) 今後の予定

令和6年2月 石巻市防災集団移転促進事業に係る移転先宅地に関する取扱方針の一部改正
石巻市防災集団移転促進事業に伴う宅地貸付に関する事務取扱要領の一部改正
石巻市既成市街地における住宅用地の貸付け及び売払いに関する事務取扱要領の一部改正

（施行予定年月日：令和6年2月1日）

2月～ 対象者に通知及び土地賃貸借変更契約

5 石巻市NPO支援オフィスの移転について（復興企画部）

石巻市NPO支援オフィス（以下「支援オフィス」という。）は、市民公益活動を促進し、協働を推進するため、市、市民公益活動団体、市民及び企業の連携、交流並びに活動の場として設置しているが、令和3年2月に発生した福島県沖地震により外壁の一部が落下するなどの被害が生じたことから、施設利用者の安全確保のため、石巻市総合体育館内に臨時移転した上で業務を継続するとともに、本移転に向けた協議を重ねてきた。

臨時移転し運営している支援オフィスについて、本移転に向けた協議が調ったことから、地域住民相互の支え合いを推進する中核的施設である石巻市ささえあいセンター内へ本移転し、市民公益活動の促進、協働を推進する場を設置するとともに、施設利用者の利便性の向上を図る。

(1) 主な内容

臨時移転している支援オフィスを、ささえあいセンター内へ本移転するもの。

【移転に伴う変更点】

・支援オフィス

設置場所（移転前）：石巻市泉町三丁目1番63号

（移転後）：石巻市穀町15番2号

支援オフィスの施設（小会議スペース）使用時間

（移転前）：午前10時から午後10時まで

（移転後）：午前10時から午後9時30分まで

・石巻市ささえあいセンター

支援オフィスの移転先である「市民交流室」を廃止する。

(2) 今後の予定

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市市民公益活動団体との協働に関する条例の一部改正について提案（施行年月日：令和6年8月1日）
- 3月 石巻市ささえあいセンター条例施行規則の一部改正（施行年月日：令和6年8月1日）
- 4月 利用団体への周知
- 5月 市ホームページ、石巻市ささえあいセンターホームページ及び市報にて周知
- 8月 支援オフィス移転開設

6 石巻市立地適正化計画の策定について（建設部）

平成26年8月1日、改正された都市再生特別措置法が施行され、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの具体的な施策を推進するため、立地適正化計画制度が設立された。立地適正化計画は、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等の観点から作成する都市計画マスタープランの高度化版とされるものである。

本市においては、人口減少、超高齢社会が進行する中で、東日本大震災による復旧・復興まちづくりを踏まえ、令和4年4月に石巻市都市計画マスタープランを改定し、「コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築」をまちづくりの基本理念に掲げている。

都市特性と既存ストックを活かし続けまとまりのある市街地の形成及び都市機能やネットワークの維持・強化等による拠点の魅力向上を図ることにより、都市計画マスタープランで掲げた基本理念を実現するため、「石巻市立地適正化計画」を策定するもの。

(1) 主な内容

2060年（令和42年）を見据えながら、概ね20年後にあたる2040年（令和22年）までを計画期間とし、段階的に都市構造を変化させ都市の在り方を見直していく立地適正化計画を策定する。

ア まちづくりの方針

3つの拠点の魅力向上とネットワークによる市全体の成長及び発展のため、「歩いて暮らすことができ、持続的に発展する成熟都市」を将来都市像とする。そのために、本計画におけるまちづくりの考え方として、3つの都市拠点における生活サービス施設の維持・充実及び地域連携軸や市街地を通る鉄道駅の持続的なネットワークの維持並びに周辺への居住促進を図る。

イ 計画期間 令和6年度～令和22年度

ウ 内容

- ① はじめに
- ② 石巻市の特性と取り巻く社会潮流
- ③ 都市構造分析
- ④ 都市課題の整理
- ⑤ まちづくりの方針
- ⑥ サービス拠点形成エリア
- ⑦ 都市型居住促進エリア
- ⑧ 地域生活拠点・住環境保全エリア
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 目標達成に向けた指標と進行管理

エ 目標指標

- ① 施設誘導に係る目標指標
- ② 居住促進に係る目標指標
- ③ ネットワークに係る目標指標
- ④ 防災に係る目標指標

(2) 今後の予定

令和6年	2月～3月	パブリックコメントの実施及び住民説明会の開催
	3月	都市計画審議会への諮問
	4月	都市計画審議会からの答申
	5月～6月	石巻市立地適正化計画の事前周知
	6月	石巻市立地適正化計画の策定及び公表

7 石巻市営住宅の用途廃止について（建設部）

令和2年7月から「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」により、既存市営住宅の入居者について復興公営住宅への移転を進めており、石巻市営和湊佐沼川住宅について入居者移転が完了した。

移転が完了した市営住宅の用途廃止を行い適正な管理戸数の確保に努める。

(1) 主な内容

石巻市営和湊佐沼川住宅を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に、石巻市営住宅条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和6年4月1日)

8 空家等対策への取り組み推進について（建設部）

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）の一部改正が令和5年12月13日に施行され、空家等所有者の責務が強化された。また、特定空家等となるおそれのある空家等に対し、指導・勧告が可能となったほか、市において財産管理人の選任請求などが行えることとなった。

空家法の改正に伴い、石巻市空家等の適切な管理に関する条例（以下「空家等条例」という。）及び同条例施行規則を改正し、本市における空家等対策の取り組みを推進するもの。

(1) 主な内容

石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正を以下のとおり行い、空家等対策の取り組みを推進する。

ア 所有者の責務強化

空家等所有者における「適切な管理の努力義務」に加え、「国、市の施策に協力する努力義務」を規定

イ 特定空家化を未然に防止する管理

放置すれば特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に対し、管理指針に即し必要な措置をとるよう指導・勧告を行えることを規定

※地方税法の一部改正により、勧告の対象となった管理不全空家等については、固定資産税の住宅用地特例が解除される。

ウ 財産管理人による空家の管理・処分

相続放棄され所有者不在となった空家等への対応について、利害関係人のほか市が財産管理人の選任請求ができることを規定

エ 特定空家等に対する措置

災害その他非常の場合において、特定空家等の所有者等へ、命令や所有者等の意見聴取、公告などの事前手続きを経るとまがない場合、緊急時の代執行を行うことができることを規定

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

4月 石巻市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部改正
（告示予定年月日：令和6年4月1日）

9 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、宮城、岩手、福島の被災3県統一で減免措置とする方針を受け、石巻市建築基準等に関する条例の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ自立再建（住宅再建）できていない被災者がいる状況で、減免期間が令和6年3月31日をもって終了となる。

なお、宮城県からは、「令和6年度も減免措置を継続する」及び「減免措置の終了時期は宮城県及び特定行政庁で足並みをそろえるべき」との方針の連絡を受けている。

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

(1) 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を令和7年3月31日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- ア 建築確認申請手数料
- イ 中間検査申請手数料
- ウ 計画変更申請手数料
- エ 完了検査申請手数料
- オ 建築許可・認定申請手数料

(2) 今後の予定

令和6年3月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」の一部改正（施行予定年月日：令和6年4月1日）

10 建築基準法に関する認定手数料の見直しについて（建設部）

建築基準法等の改正を含む「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、建築基準法における接道義務及び道路内建築制限の既存不適格となっている建築物で、安全性等から支障がないと特定行政庁が認

めた場合、省エネ改修において大規模の修繕又は大規模の模様替えが可能となった。

改正法に基づき、石巻市建築基準等に関する条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行うもの。

(1) 主な内容

ア 申請区分・手数料の新設

◇大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う際、接道義務の既存不適格に係る認定

許可等の申請の区分	手数料の額
建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による認定申請	27,000円

◇大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う際、道路内建築制限の既存不適格に係る認定

許可等の申請の区分	手数料の額
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による認定申請	27,000円

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和6年4月1日)

[報告事項]

1 戸籍法の一部改正に伴う手数料の見直し等について（市民生活部）

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍証明書等の広域交付が可能となるほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令において、新たに開始される戸籍・除籍電子証明書の手数料に関する規定が追加された。

戸籍法等の一部改正に伴い、石巻市手数料条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 本籍地以外での戸籍等の取得（広域交付）が可能となることによる根拠規定の追加。

イ 行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから、所要の改正を行う。

【新設手数料】

- ① 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき400円
- ② 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき700円

(2) 今後の予定

令和6年1月 石巻市手数料条例の一部改正について専決処分

(施行予定年月日：令和6年3月1日)

2月 市議会第1回定例会に報告し、承認を求める

2 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について（産業部）

本市では現在、令和2年3月に内閣総理大臣の認定を受けた第3期中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和2年4月～令和7年3月）に基づき、中心市街地における都市機能の回復及び更なる活性化を目指している。

新規事業を追加することにより、中心市街地の更なる活性化を図るほか、現在掲載している事業の進捗状況等に合わせて記載内容を変更することにより、市民に対する正確な情報発信を図る。

(1) 主な内容

以下の内容について記載を変更するもの。なお、計画の基本的事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は行わない。

ア 新規事業の追加

	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	事業の概要
1	【事業名】 マンガクリエイター支援事業 【内容】 「いしのまき MANGA Lab. ヒトコマ」において実施される創作体験事業等に対して助成を行う。 【実施時期】 令和5年度～	市（観光課）	【位置付け】 中心市街地の交流人口拡大に係る拠点として、「いしのまき MANGA Lab. ヒトコマ」で行う漫画の創作体験活動や講習など、中心市街地の活性化を図る事業に対し、助成を行う。 【必要性】 本事業は、2施設の利用者数、歩行者・自転車通行量に効果のある事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【支援措置の実施時期】 令和6年度～令和7年度

イ 事業内容の変更

- ① 事業名の変更
- ② 事業実施期間の変更
- ③ 支援措置の変更
- ④ その他の理由による記載の修正
- ⑤ 関連する会議等の開催情報の更新
- ⑥ 上記に伴うその他必要な記載の修正

※主な変更点

	事業名	変更点
1	中瀬公園整備	【事業実施時期の変更】 令和2年度～令和7年度→令和2年度～ <u>令和9年度</u>
2	住吉公園整備事業	【事業実施時期の変更】 (平成25年度～令和3年度→平成25年度～ <u>令和4年度</u>) ※事業終了
3	旧観慶丸商店保存活用事業	【事業実施時期の変更】 平成30年度～令和4年度→ <u>平成30年度～</u>
4	文化財・旧町名表示事業	【事業実施時期の変更】 平成27年度～令和4年度→ <u>平成27年度～</u>
5	旧石巻ハリストス正教会教会堂活用事業	【事業実施時期の変更】 令和2年度～令和7年度→ <u>令和2年度～</u>
6	移住相談窓口事業	【支援措置の追加】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 【支援措置実施時期】 令和3年度
7	ウォーキングアプリ活用事業	【事業実施時期の変更】 (令和2年度～→ <u>令和2年度～令和4年度</u>) ※事業終了
8	震災の語り部・震災学習	【事業実施時期の変更】 平成23年度～令和3年度→平成23年度～ <u>令和7年度</u> 【支援措置実施時期】 平成23年度～令和3年度→平成23年度～ <u>令和6年度</u>
9	<<再掲>>RebornArtFestival	【支援措置の追加】 宮城県先進的文化芸術創造拠点形成事業補助金 【支援措置実施時期】 令和2年度～令和4年度

(2) 今後の予定

令和6年1月 内閣総理大臣変更認定申請

2月 内閣総理大臣変更認定予定

【その他】

- ・東日本大震災追悼式について（総務部）
- ・総合支所長の職階見直しに伴う議会对応について（総務部）
- ・第1回定例会における全員協議会・会派説明について

以上